

異議申立手続要綱改定について
主な論点とパブリックコメント対象文書における対応案

文責：鈴木克徳

1. 目的規定

【論点】

・住民への被害の防止や、救済措置（権利の保障、損害の補償等）へのアクセスを目的に明記す
べき。

→目的 (2)が「救済措置へのアクセス」と同様の意味であると考えられること等から、現行の
規定を維持する方針

3. 基本原則

【論点】

・審査役の独立性

→現要綱の「事業担当部署から独立した理事長直属の機関」との表現が、誤解を招く可能性
があることから、「事業担当部署から独立した機関として設置され、直接理事 長に報
告する」との表現に修正

・調査期間

→手続開始後 2 か月以内（2 か月を限度として延長可能）を、手続開始後 4 か月以内（4
か月を限度として延長可能）に変更

・申立人に対する報復の防止

→「(5)透明性」に申立人の安全に配慮する旨追記

4. 異議申立審査役

【論点】

・審査役の中立性

→JICA との雇用関係から少なくとも 2 年が経過していること、という要件を追加。

・審査役に求められる知見

→環境社会配慮に関する知見、国際協力に関する知見、法律に関する知見のいずれか また
は複数を有することを要件とする。

5. 審査役の権限と義務

【論点】

・外部専門家の活用

→外部専門家の活用について、事務局ではなく、審査役の権限と義務により行う。

- ・ 審査役による事業停止の勧告
 - 事業の 停止は、ガイドライン不遵守の有無だけでなく、当該事業が相手国にもたらす広範 困かつ長期的な便益や、事業の停止によって生じる負の影響、他のプロジェクトやアクターとの関係等も含めた幅広い視野から勘案した上で判断すべきもの。審査役には中立的な立場からガイドライン不遵守の有無に焦点を絞って審査を行うことに注力いただく。その結果に基づく対応は、JICA が責任を持って検討・実施する。
- ・ 申立人の安全配慮に係る審査役の義務
 - 審査役の義務として、ヒアリングや当事者間の対話の促進に際し、報復リスクに配慮し、事前に安全対策や守秘の必要性を確認する旨追記。
- ・ 当事者 1 名での申立、NGO による申立、全工程における代理人による対応
 - 世銀やADBも 2 人以上としていることから、現行の規定を維持。現要綱においても NGO が現地住民の代理人として異議申立を行うことは可能。申立だけでなく、それに続く手続きについても、当該地域の事情等を勘案し、やむを得ない場合には代理人を通じて行えるよう、修正する。
 - 一人であるからと言って異議申立の権利が制限されることは問題との意見がある。

8. 異議申立の期間

【論点】

- ・ 異議申立が可能な期間（有償・無償・技協）
 - 異議申立が可能な期間を、「案件が終了するまで」から「プロジェクトが終了して 1 年が経過するまで」に修正。また、プロジェクトに対する異議申立が可能な期間と、ガイドラインに基づくモニタリング結果の確認に対する異議申立が可能な期間の違いがより分かりやすくなるように文章を修正。
 - 「最終報告書がウェブサイトに掲載されてから 1 か月が経過するまで」を「... 1 年が経過するまで」に修正。

9. 申立書の内容

【論点】

- ・ 申立書の記載言語
 - 現地の公用語に限らず、申立人の使用言語で申立書を記載することが可能である旨、修正。
- ・ 申立人の個人情報の守秘
 - 「(2)申立人の住所・連絡先」に、申立人の個人情報は、当人の承諾なくして開示されないことを追記。
- ・ ガイドライン不遵守と被害との因果関係
 - ガイドライン不遵守と被害の因果関係は必須項目ではなく、任意に記載できる事項 とする。

- ・相手国等との対話
→「相手国等との対話の事実」ではなく、相手国等（苦情処理メカニズムを含む）との対話に向けて申立人が行った努力とその結果について、記載を求めることとする。

10. 異議申立手続のプロセス

【論点】

- ・申立人の個人情報の守秘
→申立書の受理を通知する段階では、申立人が相手国等に対する匿名を希望しているか否かに関わらず、申立人に関する個人情報は相手国等に明かさないこととする。それ以降の手続においても、申立人の承諾が無い限り個人情報の共有・開示は行わない。
- ・相手国等へのヒアリングのアレンジ方法
→現行の手続要綱において、審査役が相手国等に対してヒアリングを行う場合には当初は事業担当部署を介してアレンジを行う、と定めている点に関し、審査役の独立性・中立性が制限されることが懸念されるという意見が公募及び諮問委員会において寄せられた。本件については、改定版において、事業担当部署を介してのアレンジを必須とはしないこととする。

11. 理事長への報告

【論点】

- ・調査期間
→手続開始決定後2か月以内（2か月を限度として延長可能）を、手続開始後4か月以内（4か月を限度として延長可能）とする。
- ・審査役による事業停止の勧告
→審査役には、事業停止の権限はないものの、環境社会配慮の確保が不可能で重大で望ましくない影響が見込まれると判断した場合には、事業の停止を理事長に具申することもあり得る。しかし、現行の「当該案件の遵守状況の改善」という表現では、案件の継続が前提となっているようにも読めることから、「JICAの不遵守状況を改善」と修正する。
- ・申立人意見書の事業担当部署への移送の意味、事業担当部署の対応
→事業担当部署は、審査役から申立人の意見書を移送された場合には、必要に応じてその内容を当該プロジェクトのモニタリングの確認含めた実施監理に反映させる旨、追記。

14. 情報公開

【論点】

- ・2 異議申立手続の周知
→JICAは、相手国等と協力して異議申立手続の周知に努める旨記載する。

15. 事務局

【論点】

- ・事務局人員の JICA からの独立

→JICA から独立した事務局の設置は、要綱改定の範囲を超える。事務局は、審査役の事務補助を行う役割であることから、効果的・効率的な手続き実施のためには、JICA 内部手続きを把握していることが必要であり、JICA 職員を配置することが適切と考える。

16. 見直し及び経過規程

【論点】

- ・見直しにおける透明性、ステークホルダーの関与

→現要綱でも、主要なステークホルダーである利用者や審査役から得られた意見・評価に基づくことになっている。今般の見直しではそれに加えて申立人からの新たな意見聴取を試みた他、広く一般からの意見・評価の公募も行っている。それらを反映し、見直しは、透明性に配慮したプロセスで行う旨、追記する。

(以上)